

〔注〕2008年4月から改正沿革を付記した。

改正	2008年4月1日	2012年4月1日
	2015年4月1日	2016年4月1日
	2021年4月14日	

(編・転入学選考実施要項の決定)

第1条 編・転入学選考実施要項は、入試委員会において原案を作成し、教学審議会の審議を経て、学長が決定する。

(出願)

第2条 出願に際しては、「在学」「修得」「卒業」はそれぞれ見込みを含むものとする。

(提出書類等)

第3条 編・転入学志願者(以下「志願者」という。)は、次に指定する書類に入学検定料を添えて、入試センターに提出しなければならない。

- (1) 志願者カード(本学交付の用紙)
- (2) 写真票等(写真は最近3か月以内に撮影した脱帽・正面上半身3cm×4cm)
- (3) 健康診断書(本学交付の用紙)
- (4) 最終学校の卒業又は卒業見込証明書、最終学校の在学又は在籍証明書
- (5) 最終学校の成績証明書(卒業者以外は単位修得見込証明書も要す。)
- (6) その他当該学部の指定する書類

(選考)

第4条 選考については、当該学部教授会において選考の上、当該学部長の進達により、学長が入学を許可する。

(既修得単位の換算)

第5条 既修得単位の換算については、前条の選考の際、併せて行うものとする。ただし、次のことを原則とする。

- (1) 中京大学の学科課程に全く同一の科目名がある場合は認める。
- (2) 授業科目名が中京大学の学科課程の科目名と異なる場合は、分野又は内容の同一性に重点を置いて弾力的に扱う。

(入学検定料)

第6条 入学検定料は、当該年度の入学検定料と同額とする。

(所管)

第7条 編・転入学に関する業務は、入試センターが行う。

附 則

この施行細則は、1986年1月16日から施行する。

附 則

この施行細則は、1988年7月14日から施行する。

附 則

この施行細則は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、2021年4月14日から施行する。ただし、第3条及び第7条の規定は、2021年4月1日から適用する。